

高知くらしの護身術

381

ワンクリック請求

情報漏えいの予防策を

(2016年1月12日掲載原稿)

無料のアダルトサイトなどに接続し、画面をクリックしただけで「会員登録したので代金を払え」と請求される「ワンクリック請求」の相談が多く寄せられています。

○悪質なアプリ

「ワンクリック請求を受けたことで、サイトに個人情報が伝わったのではないか」
IPアドレスや機器の個体識別番号が相手方に表示されても、利用者の名前や住所、連絡先が特定されることはありません。

しかし、スマートフォンにインストールした「悪質なアプリ」が、利用者の電話番号を抜き取ったと思われる事例が確認されています。

信用できないアプリはインストールしない、ウイルスに感染しないようセキュリティ対策を行う、フィルタリングを設定する一など、予防対策を心掛けてください。

○不正な請求画面

「パソコンの画面から請求画面が消えない」

サイトが仕込んだウイルスへの感染が原因で、削除するにはシステムの復元や初期化が必要です。パソコン専門店や携帯電話のショップに相談し、対応を求めてください。

○二次被害

「インターネットで検索した『ワンクリック詐欺相談窓口』に解約交渉を依頼し、料金を支払ったのに退会できなかった」

インターネットの検索結果には、公的機関を思わせる名称で、トラブル解決をうたう広告が表示されることがあります。よく確認しましょう。

「ワンクリック請求」は契約が成立していないので、請求に応じる必要はありません。まずは消費生活センターに相談してください。